

## 公布された規則のあらまし

◇静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の施行期日を定める規則

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の施行期日は、令和元年8月1日とすることとしました。